

関空アイスアリーナネーミングライツ・スポンサー募集要領

1 趣旨

泉佐野市りんくうタウンに位置するスケートリンク施設・関空アイスアリーナについて、ネーミングライツ導入で得られる収入により、施設利用者のサービスの維持向上をはかるため、施設命名権料を負担いただく法人（ネーミングライツ・スポンサー）を募集します。

2 募集主体

一般社団法人 関空アイスアリーナ（以下、「関空アイスアリーナ」という。）

3 ネーミングライツの範囲

下記施設の通称名（愛称）として、法人名や商品名を付けることができます。

施設	関空アイスアリーナ
住所	大阪府泉佐野市りんくう往来北 1-23 他
建設年度	2019年12月開業
施設概要	メインリンク（30m×60m：国際競技規格） サブリンク兼仮設スタンド 1200 席 観客席500席
施設面積	延床面積 4658.89 m ²
敷地面積	14,974.23 m ² （駐車場を含む）

2 募集条件

- 1) 契約期間 1年以上(相談可)5年以下
- 2) 施設命名権料 申し込み時応談（消費税及び地方消費税別）

3 募集期間

令和5年11月1日～(決定次第募集を停止します)

4 費用負担

名称表示等に伴う費用等の負担区分については、原則次のとおりとします。

内 容	費用負担者
契約締結後、看板表示の作成・設置等にかかる一切の費用	ネーミングライツ・スポンサー企業
契約期間満了後（契約解除後）の原状回復にかかる一切の費用	ネーミングライツ・スポンサー企業

留意事項：

看板などの内容や設置場所、施工内容については、関空アイスアリーナや関係機関と協議をして決定するものとします。

設置に際しては、公共施設に準ずる施設という性質上、安全確保を確実に取れる方法で設置・配置するとともに設置方法については、事前に関空アイスアリーナへ書面にて報告し承認を得る

ものとしします。

設置場所や方法などについては、関空アイスアリーナの方針を遵守して頂くとともに、誠意を持った対応を願います。

法令、条例等に基づく規制や施設構造により広告掲出ができない場合があります。関係する法令として、大阪府条例規則、泉佐野市条例規則、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱等を遵守してください。

5 提案応募資格

以下の条件のすべてを満たすこと。

- ① 法人であること。
- ② 国税、地方税の滞納がない者。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される者でないこと。
- ④ 民事再生法又は会社更生法による更生手続きが開始されていない者。
- ⑤ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- ⑥ 商法に基づき整理開始の申立て又は通告がなされていない者。
- ⑦ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき観察処分を受けた団体に該当しない者。
- ⑨ 本事業の実施にあたり、関空アイスアリーナとの打合せなどに適切に対応できる者。

※必要に応じて、関係機関等に対し、スポンサー企業に関する照会をする場合があります。

6 掲出できない広告内容

- ① 公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類似する業種
- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらを批判するもの及び個人の宣伝に関するもの
- ④ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- ⑤ ギャンブル（公営ギャンブルは除く）その他投機心、射幸心をそそるもの
- ⑥ 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- ⑦ 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び差別的なもの
- ⑧ 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- ⑨ 不快感又は誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑩ その他、関空アイスアリーナが不適当と認めるもの

7 提出書類

- ① 関空アイスアリーナネーミングライツ・スポンサー応募申込書
- ② 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

- ③ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 財務諸表（直近2カ年の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）
- ⑤ 納税証明書（国税及び都道府県税、市税の直近未納税額がないことの証明書）

※⑤の市税の納税証明書については、泉佐野市に本店・支店・営業所等がある場合のみ必要です。

8 応募書類の提出先

- ① 受付期間 本要領「3 募集期間」
- ② 提出方法 持参又は郵送してください
- ③ 提出先 本要領「12 問合せ先」
- ④ 応募に関する留意事項

ア 応募書類について

- ・使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・使用する通貨は、日本国通貨、時刻は日本国標準時間とします。また、計量の基準・単位は、計量法等に基づくものとします。
- ・内容によっては、補足説明等をお願いすることがあります。
- ・応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、関空アイスアリーナが補正等を求めた場合は除きます。
- ・関空アイスアリーナは必要に応じて、提出書類の追加を求めることができるものとします。

イ 失格になるケース

- ・応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合。
- ・提出書類に不備又は不足があった場合。
- ・この要領に記載する事項に違反したとき、又は応募にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

ウ 応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

エ 選考結果の疑義

認めません。

オ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属します。

カ 提出書類の複製等

提出された書類は、ネーミングライツ・スポンサー企業選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）はネーミングライツ・スポンサー企業選定以外の目的で使用しません。

キ 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。

9 選定方法等

① 選定方法

関空アイスアリーナにおいて優先交渉権者を選定します。

② 選定基準

施設のイメージとの整合性、ネーミングライツに対する提示金額、名称案やスケート競技を始めとするスポーツ振興実績、地域貢献活動に関する内容を総合的に勘案し、選定します。

④ 選定結果の通知

選定の結果はすべての応募者に文書で通知します。また、ネーミングライツ・スポンサーとして決定した法人については、関空アイスアリーナ及び泉佐野市のホームページ等を通じ公表します。

10 契約の締結

関空アイスアリーナは、ネーミングライツ・スポンサー企業と細部について協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。(提案内容によっては決定通知のみとする場合もあります。)

11 施設命名権料の支払い

施設命名権料の支払いは、原則、毎年度4月当初に請求書を発行し、支払い期限を5月末日とします。

初回契約時が年度中途の場合は、契約後、関空アイスアリーナが請求書を発行し速やかにお支払い願います。

12 問合せ先

一般社団法人 関空アイスアリーナ

〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1番-23号

TEL 072-463-6880

FAX 072-463-6881

Mail : kankuicearena@outlook.com

